

表7-9 矢田ダム建設計画

年月	おもなできごと
1964.1	大分地区が「新産業都市建設促進法」による新産業都市の指定を受ける。
1969.8	大分県、一般河川大野川の支流平井川（大野町・朝地町）に矢田ダム建設計画（多目的ダム）を発表。
.10	県、ボーリングなど「予備調査」開始（～1971.10）。
.12	大野町矢田ダム反対協議会（反対協）が発足（16集落、336戸）。
1971.6	県、町に対して「実施計画調査」の申し入れ（→8月に町が「応じ難い」と回答）。
.8	町、矢田ダム対策協議会を発足させる。
1972.1	建設省、新年度予算に矢田ダム計画を計上。
.5	建設省、「実施計画調査」に着手し、三重町に矢田ダム調査事務所を設置。
.11	反対協の代表20人が県庁を訪れ、副知事と土木部長に対し計画中止を要求。
1973.3	反対協、建設省に対しダム計画の中止を申し入れ。
.5	新産業都市第2期計画（8号地理立計画）がいったん中断される。
.12	反対協のメンバー200名強が1764世帯の署名を携えて県へダム計画の抗議に行く。
1974.3	建設省、大野川水系工事実施基本計画を改訂。矢田ダムが基本計画に組み込まれる。
.12	立木知事（当時）が大野・朝地両町を訪問し、ダム建設への協力を要請。反対住民が公用車を取り囲み抗議行動。
1975.2	足立町長、県・建設省の説明会開催の受け入れ方針を表明。
.4	建設省（矢田ダム調査事務所）が水没関係者に対してハガキによるアンケートを実施。
.6	町長の姿勢を問うため反対協が町執行部と集団交渉。「地元の反対が強く限り推進はしない」という町長発言を了承。
.7	100名近くの住民が、穴の空いたアンケートに対し、調査事務所に押し寄せ抗議【計穴事件】。
.8	反対協が分裂。新たに「矢田ダム対策会議」（対策会議）が結成される。
.12	建設省と県が初めて地元説明会を開催。対策会議のメンバー約140名が参加。反対協はボイコット。
1976.3	反対協ほか計4団体が連名で、立木知事に公開質問状を提出。
.4	県と流域市町村（大分市・佐賀町・千歳村・三重町）が「矢田ダム建設促進協議会」を結成。
.5	大野町農協、理事会でダム反対を決議。
同月	矢田ダム建設反対現地大集会が中央公民館で開催（600名規模）され、九州大 学教授（地質学）らが講演。

をめぐるおもなできごと

年月	おもなできごと
1980.6	平松知事、県議会で8号地計画の凍結解除を表明。
1981.	老朽化のため、水没地域にある南部小学校新築移転問題が浮上。
1982.3	反対協、町が県からダムに関わる補助金を受け取ったことに抗議。今後、補助金を受け取れない旨の「確約書」を町と取り交わす。
1986.	町、南部小学校を現在地（水没予定地内）にて改築することを決定。県も承認。
1989.3	反対協、20周年記念大会開催。
1992.5	豊肥水害（1990?）によって崩壊した沈没の滝（九電取水堰の直下流）壁面の補修工事に 関する協議開始。
1994.5	住民有志が「ちんだ滝の会」（滝の会）を結成し地域づくり活動を開始（前身の活動は、 80年代半ば～）。
.10	「第1回雷雷まつり」の開催（以後、毎年10月に開催）。
1995.12	会計検査院が矢田ダム計画をはじめ、進捗していない全国6箇所 のダム事業を公表。
1996.7	水利権更新時（1998?）を日に取水堰からの放水量に関する協議（県、九州電力、町、 滝の会）を開始。
1997.5	改正河川法が成立。同年10月施行。
.8	建設省、矢田ダム計画の休止を発表。
.10	町、大野町ダム対策委員会を設置し、国や県に精神的・経済的被害の補償や社会基盤 整備を要求。
1998.3	建設省、矢田ダム調査事務所を閉鎖。
.8	大野川流域ネットワーク（ORN）の結成（準備は1996.7～）。
1999.6	毎秒1665tの水量を取水堰から本流に放水することに九州電力が同意。沈没の滝が常 時落水することに。
2000.3	矢田ダム計画の完全中止と地域振興を求める住民の総決起大会を開催。
.4	滝の会、地元集落の共有地（山林）を借りて「滝見公園」（展望公園）を整備。
.9	反対協、「矢田ダム地域振興協議会」と名称変更。
.11	建設省、矢田ダム計画の中止を正式発表。
2001.4	平井川が国土交通省の直轄区間から大分県管理区間へ移行。
.7	町企画課、水没地域の集落ごとに地域整備に関する個別ヒヤリングを開始。

（出典）矢田ダム反対協議会（1989）や九州地方建設局矢田ダム調査事務所（1991）、川名（1992）、  
新聞各紙（大分合同新聞）「熊本日日新聞」「熊本日日新聞」をもとに作成。

表8-9 「細川内ダム建設問題」の経過

年月	おもなできごと
1967.12	県議会で、知事が日早ダム計画（細川内ダムの前身）を多目的ダムとして、建設省に 予算計上の要請を行うと答弁。
1969	建設省が細川内ダムの予備調査を開始（～1971年度）。
1971.8	村民約120名に対して村が細川内ダム計画の説明会を開催。村長が、計画を受け入れ た上で補償交渉には全力をつくすと宣言。同月、台風23号のために中流部の駕取町 で水害が発生（128戸浸水）。後に長安口ダムの過放流が原因として住民64名が提訴。 木頭村の水没予定地域の住民らを中心となって細川内ダム対策連合同志会（約100戸； 以下、同志会）を結成。村に反対陳情。
.10	同志会が388戸718名の署名を携えて県にダム反対の陳情。
1972.4	建設省（四国地建）、徳島工事事務所内に細川内ダム調査事務所を開設（同年12月に 那賀川の下流部阿南市へ移転）。
.5	建設省、細川内ダム実施計画調査を発表。
.6	建設省、木頭村長と村議会に実施計画調査の協力を要請。
.12	村議会が全員協議会で、①現行の計画は村の基本構想に反する、②計画地点より2km 下流なら水没世帯も減るため計画に協力することを決議し、県と建設省に申し入れ を行う。
1973.3	建設省と県が木頭村でダム計画の説明会を開催。
1974.3	知事、村長に実施計画調査の協力を再要請。
.4	県、細川内ダム建設促進対策班を設置。
.8	同志会、村内でダム反対のデモ行進（約100名）。村議長と交渉。
.9	水没予定地域住民（22戸）が同志会を脱退して「ダム対策研究会」を結成。
.10	村議会で、ダム建設を組み込んだ「木頭村総合開発基本構想」を可決。
.11	ダム反対同志会連合会の総決起大会（約350名）。「住民の声を無視しダム建設を含む 長期総合開発基本計画を採択した村議会を解散させる運動を始める」とする大会決 議を採択。同月、村運営へ議会解散を請求（＝リコール運動①）。
.12	12月定例議会で、村議会が全員一致で自主解散を決定。同時に、上記基本構想を廃止。
1975.1	村議選で、同志会が推薦するダム反対派の議員5名が当選（定数12）。
.7	村長の諮問機関として、木頭村ダム対策協議会が発足（村議長や村議、各集落および 村内各団体の代表など計37名）。
1976.9	台風17号による大災害が発生。1日としては国内最高の降水量を記録。
.11	ダム対策協議会が「のべ11回にわたる協議の結果、建設省並びに県から申し入れの あった細川内ダム調査についてはこれを拒否すべき」との結論に達した」とする最 終答申を発表。
.12	村議会、ダム反対決議案を可決（以後、10回を数えることに）。
1983.7	三木知事、木頭村を訪問しダム計画に対する協力を要請。
1988.6	長安口ダム水害訴訟、徳島地裁が原告（住民）勝訴の判決。国と県に2560万円の賠 償金支払を命じる。
1990.3	三木知事、木頭村を訪問し、村長と議会に対してダム計画の協力を要請。
1991.3	村議会、ダム計画の白紙撤回をもとめる決議案を可決。
1992.4	徳島経済同友会、県議会に「細川内ダム建設事業の促進」を陳情。
.7	県、次年度予算の国への要望の中で、細川内ダム計画を「重要事項」から「最重点事 項」に格上げすることを決定。

おもなできごと

1992.12	県議会、徳島経済同友会の陳情を採択。同月、次年度予算の大観原案で細川内ダムの 建設事業費4億円が採択。
1993.1	1991年3月のダム撤回決議案を当時の村議長が放置していた問題で、同志会が村議5 名のリコール請求へ（＝リコール運動②）。
.3	走川村長、一時失敗の末に辞職。リコール運動の対象となった5村議も辞職。漁協な どを母体とする「那賀川を守る会」が発足。
.4	E村長が無投票で当選。同月、建設省の調査事務所が工事事務所に格上げ。
.5	村長と村議6名が副知事に対して計画の白紙撤回を申し入れ。 村議会内に細川内ダム建設阻止対策特別委員会を設置（以後、1998年10月末までに 40回開催）。
.9	村長と村議長、村議が有権者の74%に当たる1344名の署名をもって五十嵐建設大臣 に計画撤回の陳情。
.11	水源開発問題連絡協議会が結成され木頭村が加盟。同月、副議長が村長・村議と会 談。当面の調査凍結を約束。
1994.3	休眠状態であった村内の反対6組織が「木頭村ダム反対同志会」（以下、反対同志会） として統一し活動を活性化。
.6	県（知事）と木頭村（村長）との第1回細川内ダム意見交換会が開催。
.7	アウトドアライターの天野礼子氏や野田知佑氏、島根大学教授保母武彦氏らが出席し て、那賀川最後の清流と細川内ダムを考えるin木頭村」開催。同月、水没予定地 域の住民グループ「細川内ダム対策協議会」が県と建設省の担当者を招いて説明会 を実施。
.8	長安口ダム水害訴訟、高松高裁（二審）で住民敗訴の逆転判決。同月、阿南市など下 流2市2町が「細川内ダム建設促進期成同盟会」を設立。同月、大阪弁護士会の公 害対策環境保全委員会所属の7名が木頭村を訪問。
.9	社会党（当時）の堂本曉子氏ら衆参の国会議員3名が木頭村を訪問。村長と会談。
.10	上那賀・篤草・相生の3町に「細川内ダム反対草の根同志会」が発足（約3000名）。
.11	村長と村議長が野坂建設大臣に計画中止を陳情。
.12	村議会で、「木頭村ふるさとの緑と清流を守る環境基本条例」と「木頭村ダム阻止条例」 が可決成立。同月、村内の“柔軟派”4団体に對して、県がダム振興計画の説明会 を開催（約100名）。
1995.1	村議選実施。ダム反対派8名、柔軟派2名が当選。
.2	「細川内ダム建設に反対する徳島市民の会」と「細川内ダムに反対する那賀川下流域 住民の会」が相次いで結成。同月、日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会が 主催するフォーラム「川と開発を考える」で、タニエ・ヒアード氏が講演。
.4	日本弁護士連合会公害対策・環境保全委員会の弁護士19名が木頭村を視察。
.5	「木頭村の自然にひたひたになりながらダム問題への理解を深めよう」と第1回那賀川エコ・ ツーリングが木頭村で開催（以後、計5回）。
.6	新選出（当時）の草川昭三議員が細川内ダム計画に関する質問主意書を衆議院議長に 提出（以後、計3回）。同月、村議会で理事者側が提出したダム抜きの村総合振興 計画案に關し、「第3セクター」方式の会社設立案をめぐって村議会が紛糾。同月、 野坂建設大臣が細川内ダムを含む11事業について「ダム等事業審議委員会」（以下、 ダム審）の設置を行うと発表。
.7	ダム審の対象となった細川内ダムと吉野川第十堰に県民の意見を反映させようという「ダ ム・堰にみんなの意見を反映させる会」が発足。